

2019年5月17日

各 位

会社名 株式会社 翻訳センター
代表者名 代表取締役社長 二宮 俊一郎
(コード: 2483 JASDAQスタンダード)
問合せ先 取締役管理統括 魚谷 昌司
(TEL. 06-6282-5013)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月26日開催予定の当社第33回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本日公表いたしました「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2019年6月26日開催予定の当社第33回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法第189条に定める単元未満株式に係る権利について明確化するために、変更案第9条を新設するものであります。
- (3) 上記の変更に伴う条数の整備等や、その他の条文および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日	2019年6月26日(予定)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 監査役</p> <p>3 監査役会</p> <p>4 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>① 取締役会</p> <p>② 監査等委員会 (削除)</p> <p>③ 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第8条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第9条～第10条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第8条 (現行どおり)</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第10条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="341 197 710 230">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="225 293 304 327">(員数)</p> <p data-bbox="209 340 743 374">第17条 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p data-bbox="485 436 564 470">(新設)</p> <p data-bbox="225 580 362 613">(選任方法)</p> <p data-bbox="209 627 813 660">第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="292 770 841 949">2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="292 963 831 1043">3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="225 1106 304 1140">(任期)</p> <p data-bbox="209 1153 841 1283">第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="485 1346 564 1379">(新設)</p> <p data-bbox="292 1538 841 1668">2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p data-bbox="485 1682 564 1715">(新設)</p> <p data-bbox="485 1917 564 1951">(新設)</p>	<p data-bbox="992 197 1361 230">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="884 293 963 327">(員数)</p> <p data-bbox="868 340 1493 421">第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、<u>7名以内とする。</u></p> <p data-bbox="951 436 1479 517">2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p data-bbox="884 580 1021 613">(選任方法)</p> <p data-bbox="868 627 1493 757">第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p data-bbox="951 770 1319 804">2 (現行どおり)</p> <p data-bbox="951 963 1319 996">3 (現行どおり)</p> <p data-bbox="884 1106 963 1140">(任期)</p> <p data-bbox="868 1153 1493 1332">第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="951 1346 1493 1520">2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="1134 1538 1214 1572">(削除)</p> <p data-bbox="951 1682 1493 1906">3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="951 1917 1493 2022">4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内</u></p>

現行定款	変更案
<p>第20条～第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、会社法370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他職務遂行の対</p>	<p><u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第21条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第24条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(取締役会規程)</u></p> <p>第26条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他職務遂行の対価として当社から受ける財産上の利益</p>

現行定款	変更案
<p>価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。)は、株主総会の 決議によって定める。</p>	<p>は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の 取締役とを区別して、株主総会の決議によ って定める。</u></p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p>
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(員数)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第26条 当会社の監査役は4名以内とする。</u></p>	
<p><u>(選任方法)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第27条 監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使す ることができる株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の過半数 をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了す る事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠と して選任された監査役の任期は、退任した 監査役の任期の満了する時までとする。</u> 3 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 4 <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場 合の任期は、退任した監査役の任期の満了 する時までとする。ただし、選任後4年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会終結の時を超えることは できない。</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第29条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集権者および議長)</u> <u>第30条 監査役会は、監査役会であらかじめ定めた監査役がこれを招集しその議長となる。ただし、必要あるときは他の監査役も招集することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第33条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の実任免除)</u> <u>第34条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> <u>2 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
	<p>第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
	<p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p>
	<p>第30条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
	<p>第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
	<p>第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第35条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第33条～第35条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第38条 (条文省略)</p>	<p>第36条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p><u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第38条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第33回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>